



広報

皆さんと村を結ぶ架け橋

10

2020

No.754

しむかっぷ。



TOPIC

村内保育所・学校運動会が開催

延期となっていた運動会がようやく開催されました

とま〜るの利用方法

とま〜るの利用方法についてご紹介します

村の出来事

村と社会福祉協議会が協定を締結 ほか



持てる力の全てを出して。 待ちに待った運動会。



9月6日(日)、トママ学校で「トママ保育所・トママ学校合同運動会」が、占冠中学校で「占冠中学校体育祭」が開催されました。また、9月12日(土)には、占冠中央小学校運動会が、9月19日(土)には、占冠保育所運動会が開催されました。

本来ならば、5・6月中に開催されるはずだった運動会。新型コロナウイルスの影響で数多の行事が中止や延期を余儀なくされる中、皆さんにとっても、待ちに待った運動会となったのではないのでしょうか。

日ごろの練習の成果をいかに発揮する子どもたちの姿に、観客席からも大きな拍手が送られました。親子競技と一緒にゴールまで駆け抜けてくれたお父さんやお母さん。お子さんの成長をすぐそばで感じることができたのではないのでしょうか。来年はどんな活躍を見せてくれるのか。今から子ども達の成長が楽しみですね。



ご利用の手続き

①利用の相談

要介護認定がお済みの方は直接施設へ、要介護認定がお済みではない方は、村役場内の地域包括支援センターへご相談ください。

認定がお済みの方

とま〜るへご相談ください。

☎ 56-2255

認定がお済みではない方

村地域包括支援センターへご相談ください。

☎ 56-2022

②施設を知る（見る）

とま〜るがどのような施設なのかを知っていただくために、職員がご案内いたします。ご契約前に、施設のサービスや規則をご説明します。

③契約の締結

職員の説明や施設見学を経て、施設利用に納得いただけたら契約を締結します。

利用料金

利用料金は、①サービス利用料、②食費、③宿泊費、④その他の費用（おむつの使用等）の合計金額をお支払いいただくこととなります。利用料金は、利用者様の利用状況により異なりますので、詳細は施設までお問い合わせください。

この村に住み続ける 村民の皆さんを応援します



『通い』とは

固定した時間にとられず、その人に合った利用時間で、施設のサービスを利用することができます。目安とする時間はありますが、利用者の状況や介護者の都合に合わせて、柔軟なサービスを提供しています。本人の希望に合わせて、自由に過ごすことも可能です。



『訪問』とは

利用者宅で、必要なときに必要な量の訪問サービス（介護職員の訪問）を利用することができます。

訪問時間や支援内容は、施設のケアマネジャーと相談しながら決定します。利用者一人ひとりに寄り添った支援を実施いたします。



『宿泊』とは

通いなれた場所で、顔なじみの職員や利用者とともに、『通い』の延長線上で宿泊することも可能です。ただし、長期の宿泊が続くようであれば、在宅生活が継続しているとは言えず、サービス計画を見直す必要があると考えられます。

宿泊サービスは、宿泊室に空きがある場合に限り、サービスの提供が必要と認められた65歳以上の村民も利用可能です。

占冠村小規模多機能型居宅介護施設 『とま〜る』

住み慣れた地域の中で、自分らしく、安心して暮らすために。
一人ひとりの心に寄り添い、心を込めた支援をいたします。



要介護者の方を中心に、『通い』、『訪問』、『宿泊』サービスを提供します。宿泊室に空きがある場合に限り、ご利用前に手続きをしていただくことで65歳以上の村民も宿泊サービスを利用することができます。「急用で家族を見守ってほしい」「一人で留守番をしてもらうのは不安」という方は、ぜひご相談ください。



お気軽に
ご相談ください

とま〜る職員 桑折 優那さん
とま〜る職員 工藤 勇祐さん

■ 利用定員・利用時間 ※利用時間は利用者の都合により変更することも可能です。

種類	上限人数	ご利用時間
登録定員	24名	—
通い定員	12名（1日）	10時～16時
訪問定員	登録者全員が対象	24時間
宿泊定員	5名	16時～翌朝10時

※登録定員及び通い定員については、占冠村小規模多機能型居宅介護施設の現状を考慮して設定している数値です。今後の利用状況等によっては変更する可能性があります。

とま〜るは、平成27年4月にオープンした小規模多機能型居宅介護施設で、運用を開始してから5年が経過しました。とま〜るの利用方法やサービスの内容がわからないという方のため、今月号では、とま〜るの利用方法等をご紹介します。

この施設は、住み慣れたこの村で、継続して生活していただくことを目的に、様々なサービスを提供しています。

サービスの主な内容は、『通い』、『訪問』、『宿泊』であり、『通い』を中心に、ご利用者の心身の状況や希望に応じて、『訪問』、『宿泊』といったサービスを組み合わせ、必要な支援を行っています。ご希望により、朝・昼・夕の食事もご用意しております。

『通い』、『訪問』、『宿泊』のサービスを受けるためには、要介護認定が必要であり、要介護者等の方々を中心にサービスを提供いたします。また、宿泊室に空きがある場合には、65歳以上の村民を対象として宿泊をさせていただきますことが可能です。ただし、65歳以上であればあなたでもご利用できるわけではありません。ご利用前に、関係書類を提出していただき、サービスの提供が必要と認められた方に宿泊サービスを提供いたします。

厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ

(略称：COCOA) COVID-19 Contact Confirming Application

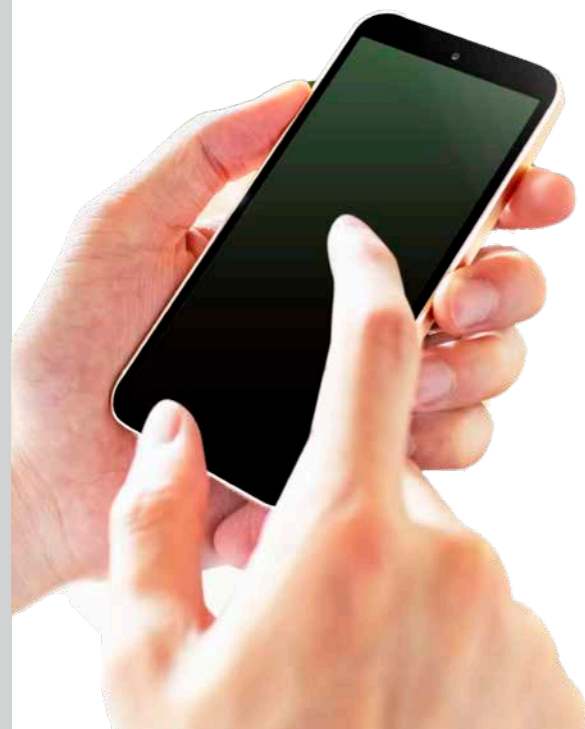
本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。

利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

詳細はこちら 厚生労働省ウェブサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html



利用者向けQ&A

Q1 接触確認アプリとはどのようなものですか。

A1 利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

Q2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

A2 利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

Q3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

A3 スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

自分をまもり、
大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリを
インストールしましょう。



いざという時のために訓練

迅速な救命活動で命をつなぐ

9月9日（水）、占冠消防で一般救命講習が開催されました。病気や事故などで心停止になった人を救うには、救急車が到着するまでの間に、そばに居合わせた人が速やかに心肺蘇生などの応急手当を行う必要があります。心臓が止まってしまうような重大な事故は、いつ、どこで、何が原因で起こるか分かりません。講習を受講することであなた大切な人を助けられるかもしれません。占冠消防では、開催のご希望があれば一般救命講習を開催いたします。お気軽に占冠消防（☎ 56-2119）までお問い合わせください。



村物産展で特産品を販売

村産野菜・はちみつ・山菜などの特産品をPR

8月25日（火）と26日（水）の2日間に渡って、村の地場産品のPRを行う『占冠村観光物産展』がポールスター札幌で開催されました。

物産展では、村産野菜やはちみつ、山菜加工品各種を販売し、村特産品を宣伝・PRしました。

「1日目に購入したトマトがおいしかったから今日も来ました。」「毎年開かれていますので足を運んでいます。」と、昨年に引き続き足を運んでくれたお客様や連日購入に訪れるお客様もあり、村の特産品は大変好評でした。



災害発生時に迅速な対応を

協定を締結し、役割を明確に

8月11日（火）、村と村社会福祉協議会との間で『占冠村災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定』が締結されました。

この協定により、村は、災害ボランティアの受入れ、災害ボランティア活動の支援等を行う『災害ボランティアセンター』を必要に応じて設置し、その運営を村社会福祉協議会に要請することができるようになりました。一瞬の判断が生死を分けることもある災害発生時、被害を最小限に抑えるためにも、村と社会福祉協議会は連携しながら常時災害に対応できる体制を整えてまいります。



村内風景水彩画のご寄贈

心温まるふるさとの風景を絵に

占冠村民の横川昭さん（字中央）より、占冠村内の風景水彩画が寄贈されました。

9月14日（月）、村から横川さんに対して感謝状を謹呈いたしました。ご寄贈を賜り、誠にありがとうございました。

寄贈いただいた風景水彩画は、『赤岩橋』、『占冠中央市街地』、『占冠 赤岩』の3枚で、村コミュニティプラザに展示されます。コミュニティプラザをご利用の際は、繊細なタッチで描かれた村内の風景水彩画をお楽しみください。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除対象となります

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

控除の対象は？

控除の対象となるのは、令和2年1月から令和2年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。



用意するもの

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付された一部の方は、11月中旬頃送られる予定です。）

また、令和2年10月1日から12月31日までの間に、今年をはじめ国民年金保険料を納められた方は、翌年の2月上旬に送られる予定です。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

年金生活者支援給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。原則、お手続きいただいた翌月分から支給の対象となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。請求についてご不明な点がありましたら、ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）または、旭川年金事務所（☎0166-72-5002）までご相談ください。

対象となる方は？

○老齢基礎年金を受給している方

- 以下の要件をすべて満たしている必要があります。
- ・65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。
 - ・同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
 - ・前年の公的年金等の収入金額（※1）とその他の所得との合計額が879,900円以下である。
- ※1…障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 以下の要件を満たしている必要があります。
- ・障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者である。
 - ・前年の所得（※2）が4,621,000円（※3）以下である。
- ※2…障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。
- ※3…扶養親族の数に応じて増額。

請求手続き

○既に年金を受給していて、今年度新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる人

新たに支給対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が順次届きます。はがき形式の「年金生活者支援給付金請求書」を記入し提出してください。

○既に年金生活者支援給付金を受給している方

年金生活者支援給付金を受け取っている方で引き続き支給要件を満たしている場合、翌年以降のお手続きは原則不要です。

○これから年金を受給される方

年金の裁定請求手続きとあわせて、年金生活者支援給付金の認定請求の手続きを行ってください。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

ファイターズ応援大使 連載企画 Vol.4

今月は、応援大使選手の「ひととなり」が分かる『ここだけの話』をご紹介します！

また、7月に皆様からいただいた応援メッセージは、早速、選手たちに届けました！連勝はメッセージのお陰かも!?

占冠村応援大使 鶴岡 慎也選手の『ここだけの話』本連載企画のためにプライベートのことなどについて答えてくれました。

気分を上げてくれるお勧めの曲

Phillip Phillips 「Gone, Gone, Gone」(登場曲)

試合前にすること(ルーティン)

守備位置に着くとき、下の土をレガースやプロテクターにつけること

自身の出身地(鹿児島県)でお勧めの場所

桜島

今、はまっている事・物

小学校1年生になる娘のテニスを見学すること

私の宝物

家族



©H.N.F



応援メッセージのお陰!?

たくさんの応援メッセージありがとうございました!

7月に皆様からいただいた応援メッセージは、8月に開催した「北海道シリーズ2020 WE LOVE HOKKAIDO」の期間中に、選手ロッカー前に掲示をいたしました。お陰様でシリーズ期間中12試合では、8勝3敗1分けと大きく勝ち越すことができました!

また、メッセージは、応援大使の選手はもちろん、応援大使以外の選手の方々も嬉しそうに読んでいました!たくさんのメッセージありがとうございました!

占冠村応援大使は、鶴岡 慎也選手、堀 瑞輝選手です。ご声援よろしくをお願いします!

※画像は選手会長の中島選手です

忘れていませんか? 自賠責保険・自賠責共済のご案内



交通事故は車社会の負の部分であり、被害者と加害者の双方に悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべての車・バイク1台毎に加入が義務付けられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

自賠責保険・共済は、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。

自賠責保険・共済なしで運行することは、法令違反となりますので、ご注意ください。



野生動物の対策

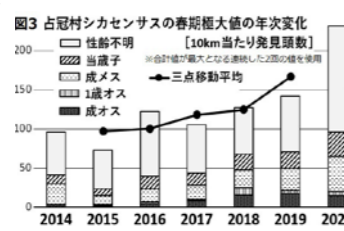
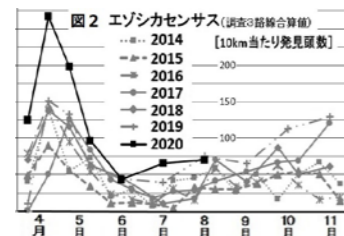
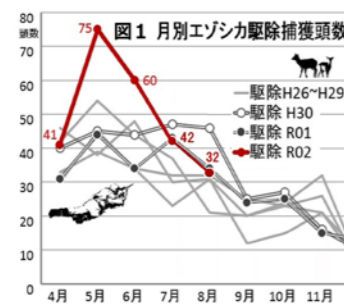
村内の野生動物に関するお困りごとをご相談ください
☎ 林業振興室 ☎ 56-2174

エゾシカ

8月の駆除捕獲は例年並みの32頭で、月例センサス値とともに、表向きは落ち着いた情勢です(図1, 図2)。この春の、爆発的な出現は何だったのでしょうか。

例年、5月ごろに最も多くのシカを見るのですが、年ごとにその値を並べると、やや増加傾向の疑いがあります(図3)。

この背景には、個体数の増加だけではなく、季節移動の行き先や採食地の選択の変更などが絡み合っているかもしれません。先行研究では、冬の双珠別から夏は上トマムや下トマムへ、また冬の日高町から村経由で夏の申内へ動いた事例があります。被害抑止や資源活用の進歩のために、こうしたシカの動態に、もっと目を向けていきたいと思えます。



ヒグマ

8月を通じてヒグマの情報件数は少ないままでした。現象としては、道路や住宅周りで盛んに活動する個体が出現しなかったことと、デントコーンへの食害の始まりが遅く、頻度も低いことにより、秋の採食資源量も含め、先々の予断はできませんので、折込み資料や村ホームページで最新の情報をご確認ください。

アライグマ

この夏も、スイートコーンなどに被害が出ました。8月に村直営で1頭を捕獲でき、今年度の通算は7頭になりました。

◆猟区の入猟対応について◆

昨年度猟期の終盤は、新型コロナウイルスの影響で村外ハンターの受け入れを休止しましたが、今月から始まる今年度猟期は、予め感染予防策を講じた上で、受け入れを再開する予定です。村のシカの資源価値を高めるとともに、狩猟の技術や文化を適正に持続するため、安全な実施に努めてまいります。感染対策の内容については、村ホームページに掲載しております。



生涯学習の窓

教育・文化・スポーツのホットな情報をお届けします
☎ 教育委員会社会教育担当 ☎ 56-2183

令和2年度総合文化祭中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、11月2～3日に開催予定だった占冠村総合文化祭について、公民館並びに文化連盟で協議した結果、中止させていただくこととなりました。不特定多数の方の出入りがあり屋内での密を避けるのが難しいこと、また時期的に寒くなりウイルス感染のリスクが高まることなど、安全面を考慮したうえでの判断です。

芸能発表に限らず、作品展示、囲碁・将棋すべて中止となります。1年間、作品の展覧や発表のために練習していただいていた方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。



文化連盟各団体新規会員募集中

今年度の文化祭は中止になってしまいましたが、文化連盟の各団体では、新規会員の皆様を募集しています。活動に興味のある方、参加してみたい方は下記連絡先までご連絡をお願いいたします。また、社会教育担当でも相談やお問い合わせを受け付けておりますのでお気軽にお電話ください。

団体名	連絡先	主な活動
囲碁クラブ	56-2104 (二階堂)	文化祭、例会等の開催
将棋愛好会	56-2685 (伊藤)	文化祭、例会等の開催
書道グループ	56-2183 (教育委員会)	文化祭等への作品の展覧
占冠神楽保存会	090-7583-9849 (山西)	ふるさと祭り、文化祭芸能発表での公演

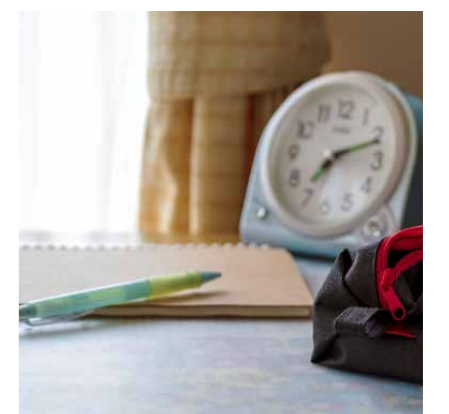


子供の生活習慣は、大人の生活習慣が影響します

子どもの基本的な生活習慣の乱れは、学習意欲や体力、気力の低下の要因となります。子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。また、子どもがこうした生活習慣を身に付けていくためには、家庭の果たすべき役割が大きいところです。

子どもの生活習慣は、保護者から大きな影響を受けます。例えば、朝食を必ず食べる保護者の子どもに比べて、朝食を欠食する保護者の子どもの方が、欠食する傾向が見られます。適切な生活習慣づくりは、子どもだけでなく大人にとっても大切です。

これからの社会を担う子どもたちのためにも、家庭で適切な生活習慣づくりに努めていきましょう。



こちら駐在所です

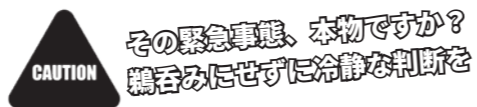
☎ 占冠駐在所 ☎ 56-2110

あなたも被害に遭わないために

警察官、銀行協会職員等を名乗る人に、「あなたの口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続きが必要です」、または、役所の職員等を名乗る人に、「医療費などの過払い金があります。こちらで手続きをするのでカードを取りに行きます」などと言われたら、特殊詐欺の可能性を疑いましょう。

これは、暗証番号を聞き出しキャッシュカード等をだまし取る特殊詐欺の手口で「預貯金詐欺」という詐欺の手口に分類されます。

詐欺被害に遭わないためには、冷静な物事の判断が必要です。不審な電話やメールなどがあった際は詐欺を疑い、一人で行動する前に必ず家族や警察に相談してください。



公証週間のお知らせ

10月1日（木）から10月7日（水）までは公証週間です。

公証人は、公証役場において遺言や大切な契約などの公正証書の作成、会社を設立する際の定款の認証などを行っています。

公証人は、法務大臣によって任命される公務員です。

公正証書遺言は、自筆遺言証書のように裁判所での検認は必要ありませんし、原本は公証役場で保存していますので、偽造・変造や紛失の心配がありません。また、公証人が自宅や病院へ出向いて遺言書を作成することもできます。

Q 公正証書とはなんですか。

A 公正証書は、法律の専門家である公証人が作成する公文書のことです。

Q 遺言を公正証書にしておく利点は

A ①遺言の原本は、半永久的に無料で公証役場が保管していますから、滅失・偽造などの心配がありません。②本人が死亡したとき、家庭裁判所で検認の手続きを取る必要がありません。③本人が死亡したとき、その公正証書ですぐ登記手続きができます。

公証制度の詳細については、公証役場または法務局にお問い合わせください。



問 旭川公証人合同役場 ☎ 0166-23-0098
問 旭川地方法務局 ☎ 0166-38-1144

ハロウィンジャンボ宝くじが発売中です！

宝くじの売り上げの約4割は、北海道の貴重な財源として、交通安全や森林づくりなど道民の皆様の生活を豊かにする身近な事業に役立てられています。

宝くじは、北海道内で購入しましょう。なお、宝くじは、パソコンやスマートフォンから24時間購入できます。公式サイト：http://www.takarakuji-official.jp/

ハロウィンジャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて5億円
発売期間：10月20日まで 抽せん日：10月27日
単 価：300円

ハロウィンジャンボミニ

1等1,000万円
発売期間：10月20日まで 抽せん日：10月27日
単 価：300円

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

村内で、10,000㎡以上の土地取引を行う場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

届出期限は、契約締結日を含めて2週間以内です。届出期限が過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いします。

届出は、村長を経由して道知事に対して行います。届出がなされた土地について、利用目的の審査が行われます。届出をしなかった場合は、罰せられることがありますのでご注意ください。

詳細は、上川総合振興局地域創生部地域政策課（☎0166-46-5914）にお問い合わせください。

少子化対策パネル展の開催

生まれる子どもの数が少なくなって、子どもの数がどんどん減ってしまう『少子化』。道内でも生まれてくる子どもの数は、年々減少傾向にあります。

少子化が続いて働く人の数が減り高齢者が増えると、経済や社会の成長を続けることが難しくなります。少子化の背景には、未婚化・将来への不安感・子育てにかかる費用・長時間労働・仕事と家庭の両立への負担感・経済的生活基盤の弱さ等様々な要因があります。

こうした簡単には解決できない課題だからこそ、少子化問題について皆が考える必要があります。

10月12日（月）～16日（金）までの5日間にわたり、上川総合振興局大雪カムイミントラホールで『少子化対策パネル展』が開催されます。道の少子化の現状や少子化対策の取組を紹介しておりますので、この機会に是非御覧ください。

生活・仕事相談会のお知らせ

日 時 10月28日（水）10時00分～10時50分
11時00分～11時50分

場 所 占冠村役場内
申 込 10月27日（火）の午後3時までに電話、FAX、メールで予約してください。
相談料 無料

問 自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」
〒078-8231 旭川市豊岡1条2丁目1-16

☎ 0166-38-8800 FAX 0166-33-0021
メール anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」がサポートします

高校、大学などへの入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

ご融資額
お子さま1人あたり350万円以内

金利
年1.70% 固定金利
※「母子家庭」「父子家庭」「世帯年収200万円（所得122万円）以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得346万円）以内の方」は年1.30%（令和2年8月1日現在）

ご返済期間
15年以内

※「交通遺児家庭」「母子家庭」「父子家庭」「世帯年収200万円（所得122万円）以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得346万円）以内の方」は18年以内

お使いみち
入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

ご返済方法
毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

保証
（公財）教育資金融資保証基金（連帯保証人による保証も可能）

詳細につきましては、HP（「国の教育ローン」で検索）または教育ローンコールセンターまでお問い合わせください。

問 教育ローンコールセンター
☎ 0570-008656 または
03-5321-8656



■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。
●占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
●月収が15万8000円以下の方。

（例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方）

※敷金の納入が必要です。
※連帯保証人が2人必要です。
★入居者と同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね11月2日（月）

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 建設課建築担当
トマム支所

■お問い合わせ 建設課建築担当 ☎ 56-2172

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、家賃の支払いが困難な場合は担当までご相談ください。

村営住宅等入居者募集のご案内

募集団地 受付期限10月15日（木）

●中央地区 9戸
○川添団地 3LDK 1戸
○中央団地 1LDK 1戸 2LDK 2戸
3LDK 2戸
○第2美園団地 3LDK 1戸
○第2千歳団地※ 4LDK 2戸

※第2千歳団地は所得基準が異なります。詳しくは建設課建築担当へお問い合わせください。

●トマム地区 3戸
○トマム団地 3LDK 2戸
○第2トマム団地 3LDK 1戸

●トマム地区の夫婦世帯向け村有住宅 3LDK 1戸

●トマム村有住宅 3LDK 1戸
※こちらの住宅は入居基準、入居可能日が異なります。詳しくは建設課建築担当へお問い合わせください。

運転免許更新時講習会

富良野地域人材開発センター
〒076-0055 富良野市西麻町1番1号
☎ 22-2619

■優良講習（30分）

◎10月5日（月）13時～
◎10月15日（木）13時～

■一般講習（1時間）

◎10月5日（月）14時～
◎10月15日（木）14時～

■違反講習（2時間）

◎10月9日（金）13時～
◎10月23日（金）13時～

※講習日は変更する場合があります

占冠村の放射線量の状況（9月分）

測定日 令和2年9月4日
【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グラウンド	11時45分	雨	0.043
双民館グラウンド	11時10分	雨	0.049
占冠地域交流館グラウンド	11時35分	雨	0.050
占冠保育所グラウンド	11時25分	雨	0.039
トマム学校グラウンド	13時40分	曇	0.041
トマム保育所グラウンド	13時45分	曇	0.040

※北海道の空間放射線率モニタリング結果（上川総合振興局0.021～0.098）と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』
http://www.iph.pref.hokkaido.jp/

問 総務課総務担当 ☎ 56-2121



火災・救急・救助 119 まとい
消防瓦版纏 No.384
 富良野広域連合富良野消防署占冠支署
 56-2119

新救急救命士誕生

皆さんは『救急救命士』という資格をご存知でしょうか。救急救命士とは、生命が危険な状態にある傷病者に対して救急現場や搬送中の救急車で、医師の指示の下で救命処置を行うことができる国家資格です。

占冠消防の工藤昌哉隊員は、令和元年9月3日から令和2年3月10日までの間、札幌市消防局救急救命士養成所に入校し、190日間の研修を経て救急救命士国家試験に合格しました。本年9月、20日間に及ぶ就業前病院実習を終え、今後は救急救命士として現場で活動します。

占冠支署では現在8名の救急救命士が在籍しており、村民の方々へ充実した医療サービスを提供できるように日々の訓練に励んでおります。



工藤救急救命士から今後の抱負

今回、たくさんの方々の支えと応援があり、190日間の研修を経て無事に救急救命士国家試験に合格することができました。今後は勉学・訓練に励み、更なる住民サービスの向上をめざしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

救急出場状況

(8月分)

交通	2件 (0人)
一般負傷	3件 (3人)
加害	1件 (1人)
急病	5件 (6人)
転院搬送	1件 (1人)
8月計	12件 (11人)
累計	86件 (73人)
※ () 内は搬送人員	

地域とともに コミュニティ・スクール情報

～占冠中央小学校～



今年度、小学校では教科書が改訂され、占冠中央小学校では、第5・6学年の算数で子ども用のデジタル教科書を購入していただきました。今回の「地域とともに」では、第6学年の算数「データの見方」という単元での活用を紹介します。

この単元では、調査などで得られたデータを分析する際に、表やグラフに表して調査結果を考える学習を行います。特に、平均などの数値、表やグラフから判断された調査結果が正しいかを考える批判的思考力を高める学習を行います。

授業では、表やグラフのかき方を学習し、習熟を図る練習はもちろん行いますが、調査結果が正しいかを考える学習では、グラフを

かく時間より、できたグラフを見て考える時間を十分にとる必要があります。そこで、デジタル教科書を活用すると、入力した数値からグラフを表示してくれるため、グラフをかくという時間を縮め、調査結果の正しさについて考える時間を確保することが可能となりました。

子ども用のデジタル教科書を活用した授業はまだスタートしたばかりで、デジタル教科書の操作方法で苦労するところもありますが、授業の中で多く活用することで、子どもたちは慣れていきます。その中で私たちは、紙の教科書とデジタル教科書の活用を両立させ、授業の中で高い効果が発揮できる活用方法を探っていきたいと思っております。

占冠村教育委員会 56-2182

こんにちは 保健師です

このコーナーでは、健康や保険制度などの情報をお届けします。

困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

住民課保健予防担当 56-2122

家庭血圧を測定しましょう

朝晩の寒さを感じる季節となりました。寒くなると、お風呂場でヒートショックを起こす危険性があります。特に、高血圧の方は、ヒートショックを起こしやすいと言われております。ヒートショックは、寒冷刺激による急激な血圧上昇が原因となり湿疹や不整脈を起こす現象です。

高血圧の方でも状況は様々です。治療を効果的に進めるために、家庭血圧を測定し正確な情報を把握しましょう。

高血圧とは

高血圧は、脳や心臓の血管に動脈硬化を引き起こす病気です。治療を受けずに放置していれば、様々な合併症を引き起こし、最終的には脳卒中や心筋梗塞、腎不全などを発症して死に至ることもあります。自覚症状がほとんど無いにもかかわらず様々な病気を悪化させることから、サイレントキラー（静かなる殺人者）と呼ばれています。



家庭血圧を測ろう

結果は手帳に記録します

- 血圧の測定には、以下の3つの方法があります。
- (1) 病院・クリニックなどで測る **診察室血圧**
 - (2) 自宅で自分で測る **家庭血圧**
 - (3) 特殊な機器を装着し、1日かけて血圧を測る **24時間血圧**

血圧の測定の際、診察時に血圧があがる人や、健康診断や診察時は正常なのに家庭では血圧が高い人がいることもあり、正確な値ではないことがあります。そのため、**高血圧を判定するときは、診察室血圧よりも家庭血圧値のほうが優先されます。**家庭血圧は5～7日間以上測定し、その平均値で判断します。

測定した家庭血圧の結果は血圧手帳に記録して、健康診断の機会や、受診の際にかかりつけの医師にお見せしましょう。家庭血圧を上手に測ることで、高血圧の正確な診断や、治療の効果をより高めることができます。

血圧計は村でも貸出を行っていますので、必要な方はご利用ください。また、村でも血圧手帳を配布しています。血圧手帳は、かかりつけの病院から配布されることが多いと思われませんが、必要な方はお問い合わせください。 住民課 56-2122

家庭血圧の測り方



- (1) **血圧は、朝と夜の2回測りましょう**
朝は、起床後1時間以内に測定してください。排尿後、食前、服薬前に測ります。夜は、就寝直前に測ります。
- (2) **測定時の注意点**
歩いたりした後にはすぐに血圧を測らず、座って1～2分間の安静を保ってから測ってください。
部屋：静かで、過ごしやすい温度
姿勢：イスに足を組まずに腰掛け、カフ（腕を巻く布）の高さと心臓の高さをあわせる
測定前：たばこを吸わない、飲酒しない、カフェインを摂らない、入浴直後は避ける
測定中：話をしない、力を入れたり動いたりしない
記録：原則として2回測って、すべてを記録する

血圧計の説明書をよく読み、カフは正確な位置で腕に巻くようご注意ください。

北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター

北海道では、新型コロナウイルスに感染した疑いのある方を診療体制の整った医療機関に確実につなぐための『帰国者・接触者相談センター』と、『感染症に関する一般相談』の電話番号を全道で統一し、新たに『北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター』としました。

0800-222-0018 (フリーコール, 24時間相談窓口)

■ 少なくとも、以下のいずれかに該当する場合はすぐにご相談ください

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方※で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

■ 妊婦の方へ

重症化しやすい方と同様に、お早めにご相談ください。

■ お子様をお持ちの方へ

小児については、小児科医による診察が望ましいため、かかりつけ小児科医院にご相談ください。

かかりつけ医が決まっていない、わからないという方は当センターへご相談ください。



編集後記

数々のイベントが延期・中止となる中、待ちに待った運動会が開催されました。久しぶりのイベント撮影。プライベートでもカメラに触れる時間が激減しているため、ブレブレの写真を大量に生産。。。定期的に撮影しなければならないと実感した運動会でした。(小林)

広報からのお知らせ

各行事等では広報の取材・写真撮影をさせていただいています。

広報への掲載をご承諾いただけない場合は、その場でお申し出いただくか担当までご連絡ください。広報紙に関する情報・意見・要望もお待ちしております。



ご誕生
おめでとう
ございます

よしだ りくと
吉田 颯人 くん

令和2年5月14日生



■人口・世帯数（8月末住民基本台帳登録数）

人口 男 女 世帯数
1,237人 (+5) 619人 (+3) 618人 (+2) 767 (+1)
《うち外国人の人数 173人》

中央	占冠	双珠別	トマム	出生	死亡	転入	転出
658人	81人	48人	450人	1人	1人	12人	7人



広報しむかっぷは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業ならびに東北経済復興を応援しています。

発行／占冠村 編集／企画商工課 印刷／(株)総北海

☎ 079-2201 北海道勇払郡占冠村字中央 ☎ 0167-56-2124 0167-56-2184

占冠村ではホームページを開設しています。アドレス <http://www.vill.shimukappu.lg.jp>